

生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量について一月に1回以上測定し、かつ、記録すること。
(状況：令和8年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日)

	水質検査に係る地下水又は 浸透水を採取した場所	水質検査に係る地下水又は 浸透水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた 年月日	水質検査の結果
				生物化学的酸素要求量
4月				
5月	下流	2026/5/27	2026/6/22	2.5mg/L
6月	下流	2026/6/17	2026/7/1	2.7mg/L
7月	下流	2026/7/8	2026/7/21	2.0mg/L
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				

※基準：1リットルにつき20ミリグラム以下